

令和2年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会  
会 議 録

第1回（2月）定例会

2月6日開会～2月6日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



令和2年第1回（2月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	3
○行政報告	3
○一般質問	4
田中正男君	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第4号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○閉会の宣告	27
○署名議員	28



令和2年第1回(2月)伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年2月6日(木曜日)午前9時30分開会

- 日程第1 議席の指定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 行政報告  
日程第6 一般質問  
日程第7 議案第1号 令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算(第2回)  
日程第8 議案第2号 令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算  
日程第9 議案第3号 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について  
日程第10 議案第4号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第11 議案第5号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第12 議案第6号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第13 議案第7号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第14 議案第8号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第15 議案第9号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について  
日程第16 議案第10号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(8名)

1番 波多野 靖 明 君	2番 鈴木 正 人 君
3番 間 野 みどり 君	4番 杉 山 誠 君
5番 笹 原 恵 子 君	6番 八 木 基 之 君
7番 柴 田 三 敏 君	8番 田 中 正 男 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	小 野 登志子 君	副 管 理 者	菊 地 豊 君
会 計 管 理 者	城 所 章 正 君	事 務 局 長	望 月 昌 浩 君
計 画 係 長	浅 田 克 彦 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

書 記 西 島 圭 美

開会 午前9時30分

◎開会の宣告

○議長（杉山誠君） 皆さん、おはようございます。これより令和2年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杉山誠君） 最初に、伊豆市議会選出の、西島信也議員から、令和元年10月31日をもって組合議員を辞職する旨の辞職願が提出され、11月29日開催の伊豆市議会12月定例会で選挙を行った結果、新たに、間野みどり議員が組合議員に当選されましたことをご報告いたします。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎議席の指定

○議長（杉山誠君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、ただいまの議席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉山誠君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番八木基之議員、7番柴田三敏議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山誠君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（杉山誠君） 日程第4、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果及び定期監査の結果の報告につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（杉山誠君） 日程第5、行政報告を行います。管理者より、発言を求められてお

りますので、これを許します。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 皆様おはようございます。本日は大変お寒い中、議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。令和2年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、新ごみ処理施設整備・運営事業の進捗状況について、でございます。

皆様方もご承知のとおり、昨年9月25日の組合議会臨時会におきまして、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業、建設工事請負契約締結の議決をいただきました。これにより、荏原環境プラント株式会社東日本営業部を受注者とする建設工事請負契約は、仮契約から本契約となり、翌9月26日に、事業に着手いたしました。当事業は、令和4年9月30日の工事完成と、その後20年間の運営維持管理事業に向けて、本格的にスタートしたことになります。

本契約の締結につきましては、両市の広報11月号の配布にあわせ、「新ごみ処理施設建設計画 VOL. 6」を発行し、市民の皆様へお知らせするとともに、11月17日に修善寺生きいきプラザ、11月24日に長岡総合会館アクシスカつらぎにおいて、市民説明会を開催し、施設の概要や特徴、稼働までのスケジュール等についてご説明させていただいたところでございます。

また、事業予算として議決いただいた債務負担行為の対象事業の一つであります、施工監理業務につきましては、12月24日に指名型プロポーザルによる審査を行った結果、パシフィックコンサルタンツ株式会社静岡事務所を受注者として、1月15日に業務委託契約を締結いたしました。

次に、公文書開示に関する訴訟について、でございます。

昨年8月の組合議会定例会でご報告させていただきましたが、事業費の見積書等の情報開示請求に関して、7月10日付けで、公文書部分開示決定処分取消請求の提訴があったため、組合では、顧問弁護士と訴訟委任契約を締結し、訴訟対応にあたってまいりました。

そのような中、11月に、訴訟の原告から、事業費の見積書等について再度の情報開示請求があり、契約締結後であったことや、第三者保護に関する手続きを踏まえ、開示請求対象文書について大半を開示いたしました。

12月17日、訴訟手続きの第4回口頭弁論において、原告から訴訟取下げの申し出があり、被告であります組合管理者の同意をもって、当訴訟は終了となりました。

最後になりますが、新ごみ処理施設整備・運営事業は、昨年までの長い準備期間を経て、この春、工事が本格的に始まり、市民の皆様が目に見える形で動き始めます。地域住民の皆様には、工事期間中は何かとご迷惑、ご不便をおかけしますが、両市にとって大変重要なこの事業を着実に進めていくため、管理者としての責務を果たしつつ、なお一層の努力をしてまいります。

議員の皆様には、引き続き、当事業に対するご理解とご協力をお願いいたしまして、行政報告といたします。以上です。

○議長（杉山誠君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（杉山誠君） 日程第6、一般質問を行います。今回は、1名の議員より、発言の

通告がございました。申し合わせにより、1回目の発言は登壇し一括質問とし、2回目以降は自席で一問一答方式ということでお願いいたします。また、質問時間は、再質問を含めて、30分以内とされておりますので、通告時間内をお願いいたします。なお、質問通告時間の残りにつきましては、残時間表示計に表示されます。また、終了3分前と1分前にはベルにて残り時間をお知らせいたします。これより質問を許可します。

8番、田中正男議員。

〔8番 田中正男君登壇〕

○8番（田中正男君） 組合議員8番、田中正男です。それでは一般質問を行います。2市の新ごみ処理施設整備・運営事業は、事業者が決まり本契約が行われ、現在、事業者は詳細設計の段階かと思われま。そこで、この間の議会説明や市民説明会についての疑問点などを質問いたします。

（1）事業者と結んだ本契約の内容の説明が議会にされていないが、今定例会前にすべきではなかったのか。いつされるのか伺います。

（2）今後、建設・運営について組合より仕様変更や注文がある場合の事業者の対応はどうなるのか。また、金額の変更もあるのか。コストダウンは可能か伺います。

（3）予定売電収入が、20年間で5億6,000万円ということになっていましたが、10億円に変更になりました。その理由は、熱効率が15.5%から18.5%になったことと伺っています。なぜ上がったのか伺います。

（4）発電について伺います。①発電設備にかかる費用は、当初から13億円としていましたが、その根拠は何でしょうか。②焼却炉2炉に対し発電機は1基です。2炉を全休して点検する日数は何日予定していますでしょうか。③廃熱ボイラー方式の冷却より水噴射方式の方が、安全性は高いのではないかと。この点について質問いたします。以上です。

○議長（杉山誠君） ただいまの田中議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 田中議員のご質問にお答えいたします。初めに（1）、事業者と結んだ本契約の内容の、議会への説明について、でございます。本契約の内容の説明につきまして、建設工事では性能発注特有の、設計・施工に係る瑕疵担保責任が受注者にあることや、運營業務では、計画売電量未達の場合の減額措置、ごみ焼却量に応じた運営変動費の増減など、主要な契約内容については、事業の内容にあわせ、説明させていただいております。

次に（2）です。今後、仕様変更や注文がある場合の事業者の対応と、金額変更があるのかについて、でございます。今後、詳細な設計が進んでいく中で、軽微な修正や変更が生じる可能性はあり、その中で金額の変動が発生することはあり得ると考えております。しかし、これまでの協議で決定してきた当施設の仕様について、大幅な変更をすることはございません。

次に（3）、熱効率が15.5%から18.5%となったことについて、でございます。エネルギー回収率15.5%以上という値は、当施設において循環型社会形成推進交付金の交付要件を満たすために、要求水準書に規定したものでございます。18.5%というのは、その要求水準書を受けて、事業者が提案してきた値でございます。この数値につきましては、高温高圧ボイラーの採用やタービン定格出力の適切な選定などによるものであります。

次に（4）、発電についてのうち①、発電設備にかかる費用、13億円の根拠について、

でございます。13億円という金額は、平成29年度に発電設備の費用対効果を試算するために、プラントメーカー4社に聞き取りを行い算出した値でございます。

続いて②です。2炉全休の日数について、でございます。現在の計画では、2炉停止は年間14日となっております。

続いて③、廃熱ボイラー方式の冷却より水噴射式のほうが、安全性が高いのではないかと、について、であります。いずれの方式も、その安全性に問題はないものと考えております。当組合では、余熱利用として発電を行うことを選択していることから、廃熱ボイラーを設置することとなります。以上でございます。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） それでは再質問させていただきます。初めに、本契約の内容についてであります。今、管理者からは、説明がされている、ということだったのですが、確かにその時々、こちらからの質問や、説明で、「こういうふうに考えている」ということは伺っていますが、果たしてそれが本当にそのとおりになっているかというのは、やはり契約書で確認しないと、それが確実なものかどうか、こちらとしては判断できません。こう言っていた、ということしか私はわかりませんので、契約書のコピーを提示することはできないのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 事務局長の望月でございます。ただいまの田中議員のご質問で、契約書の中身については、ひな型は最初に入札公告と一緒に載せておまして、要求水準書に合わせた事業提案ということで、入札過程を経まして、契約してございます。その内容につきましては、これまで説明してきた主には事業内容ですね、そのとおりのものでということで、組合のほうで確認しておりますので、事業内容の説明を兼ねて、それがイコール契約の説明ということでさせていただいた、ということでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） ということは、今の事務局長の説明ですと、正式に入札をかける時の、こういうことでやってくれ、という要求を出していますね。水準書というか。それに沿って行われるということで、改めて本契約では、一つ一つのことについては、うたっていないのでしょうか。事前の要求水準書どおりにやってくれるということをもって、本契約は成立しているのでしょうか。具体的にその要求で出して、これに答えて事業者が作ってくるのですが、その内容一つ一つについては、契約ではうたっていないのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。これは性能発注ですので、発注者としては細かく仕様を規定してなくて、こういう性能を満たすような提案をしてください、ということで、事業提案書の形で入札の過程で出させていただいております。事業者から出された事業提案書に基づいて本契約をするわけですので、これから工事等に入るのであれど、事業提案書の変更というのは、基本的にはないです。ですので、それを必ず履行するというので、先ほども申し上げたとおり、契約の内容ということで考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 今言われた提案書ですか。提案書というのは、1冊のものになっ

て、事務局のほうには事業者から出ていると思うのですが、それは議員には開示されないのですか。それを求めたいのですが。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 事業提案書につきましては、基本のものと提案のものという  
ことで構成されておまして。それは、事業提案書の基礎審査等も含めて、落札者決定  
をした際に、落札者の説明を7月にしまして、その後、事業提案内容ということで8月  
の下旬、組會議員の皆さんには説明会を開いて、これは組合がこちらで設計しているも  
のではございませんので、その事業提案内容について、8月下旬の議員さんの説明会の  
時に、説明をさせていただいた次第でございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） そういう説明を受けたような気はするのですが、しっかり「こ  
れは技術提案書ですよ」というものがないと。今後、本当にそれが履行されているかど  
うかというのは、チェックは、議会としてもそういうものがないと、本当にそれがされ  
ているかどうか確認する、質問するのにも、「こういうものがあるけれど、これはどうな  
のだ」ということで質問をしにくいわけですね。チェックができないということを考え  
ますと、やはりその技術提案書として、議会、議員には示してほしいのですが、どうで  
しょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 入札の過程で、入札を執行しているのは、事業者選定委員会  
の有識者を含めた、行政職も含めた委員会で判定してしまして、その中身につきまし  
ても、入札者と色々と質疑をやり取りしたり、細かいところを聞いたり、「この提案内容  
はどうなっているか」とか、「どう対応していくか」とかいうことで、その委員会の中で細  
かく精査しております。中身的には、ごみ焼却プラントですので、相当技術的な、専門  
的なことが含まれておまして、その内容の精査もありますので。専門家の方に選定委  
員会の中で検討していただいていますので、その詳細については、発注者といいますか、  
こちらの組合のほうで精査してあるということで、議員さんについては事業者の提案の  
説明の中で、要所、重要なところは、かいつまんで説明させていただいたというこ  
とでございます。

○8番（田中正男君） 出せないの、出せるの、提案書は。

○議長（杉山誠君） それでは事務局長、答弁願います。

○事務局長（望月昌浩君） 事業提案書は、提出はできます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） できます、ということで、要求したいと思います。その中で特に  
気になるのが、発電の保証ですね。そういうことがしっかり数字的に、年間いくら、20  
年間でこれだけのものを保証しますという金額でしっかり出ているのかどうか、その辺  
はどうなのでしょう。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 発電、売電ですかね。発電量、売電量、所内電力量と色々あ  
るのですが、そのあたりは入札時の事業提案書の中で、それはあくまでもこれから  
運転する話なのですけれど、これから運転していく中で、特に発電量、売電量につい  
ては必ず履行するという、計画売電量に満たなければそれなりの減額をする、というよ  
うな契約条項を盛り込んでいますので、それも契約書の中でうたっております。

- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） それは金額で出ているのか、それとも発電量で出ているのでしょうか。売電する量で出ているですか、どうでしょうか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 売電の電力量ですね。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） それも示してほしいと思いますので、よろしく願います。あと、事故関係ですね。前回の一般質問の中で鈴木議員からありました、岐阜県での、岐阜市の、東部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設の火災事故があって、荏原環境と岐阜市が係争中だということで、その補償のことが問題になっているのですが。このようなことが実際にこの組合で起きた場合の、そういうことまで念頭に入れて、そういう契約でしっかりと、荏原が一切を見ます、ということになっているのでしょうか。組合が負担するようなことがないようになっているのでしょうか。そういう点について伺います。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 田中議員の今のご質問の中で、事故とか異状に対する措置ということで、異状があった場合には受注者の責任において、直ちに停止して、点検をしてということで、もしその異状というのが受注者の責任、瑕疵の範囲であれば、受注者の負担をもって整備するということになっております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） 今、局長が言いました、受注者の瑕疵、責任があれば、ということで、それがどうかを判断することによって、補償するかしないか、となってくると、瑕疵責任があるかどうかということで、それを争わないとならなければならないということになってしまうと思うのですよ。だから、一切を、この事業について、建設も運営も含めて、全てを受注者が責任を取ることにはしないと。その瑕疵責任がどっちにあるかということで、また争って、裁判になったりということになると、またややこしくなりますので、その辺はしっかりしていく必要があると思うのですが。今、局長の言ったような形で、瑕疵責任があれば受注者が責任を持ってやるということになると、その瑕疵責任がどちらにあるかはっきりしない場合はわからないということになるのですか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 瑕疵責任というのは、今回は性能発注ですので、まず、設計に関する事、施工に関する事、それから運営していくわけです。今回のDBO、性能発注の特徴ですので、設計した側の責任が、確か10年間あったと思います。その中で、運転して事故があった時に、これは施工上の問題なのか、あるいは施工して、きちんとマニュアルどおりに運転している、それは設計上の問題か、ということで、どんどん遡っていくわけでございます。そこが性能発注の利点と申しますか、リスク分担を、できるだけリスクの近いところが負担をするという考え方で発注していますので、その辺りは、ケースバイケースによりますけれど、基本的には受注者側の負担となるという契約になっております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） 今回の岐阜市の事故は、設計とか建築ではなくて、改修中の溶接の関係で火災になったのですね。そういうことも含めて、運転業務として一切を事業者

が見るべきだと思うのですが、岐阜市ではそれが、一方的に事業者が負担、ということにはならず、争っているわけですね。こういうことになるということを考えますと、本当にしっかり全て事業者が見る、というふうにしておかないと、本当に組合の負担が出るかもしれません。岐阜市の事故で40億と言われていますが、その損害が、それをどちらが負担するか、ということになったら大変なことになりますので、その辺はしっかり決めていないと、今後の組合の負担に、2市の財政負担に響きますので。その辺はしっかりすべきだと思います。前に局長から言われましたのは、確認したのですが、自然災害などによるものについては、事業者の責任ではなくなることもあるけれど、それ以外は、組合の負担はない、ということを行いましたけれど。それで間違いないでしょうか。自然災害は事業者の責任ではないけれど、それ以外は組合から負担するようなことはないということで、確認してよろしいのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。リスク分担のところですけど、前に説明させていただきましたが、やはり、どうしても運転していくと、不可抗力的なものがござります。その代表的なものが自然災害等になるかと思えます。自然災害ですので、実際に起こってみないと、どれくらいの規模で、どれくらいのダメージ、損害を受けるかということとはわかりませんが、基本的にはそういう、自然災害等のコントロールできない、そういったものについては、実際に起これば協議になって、その辺は話し合うというふうになると思えます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 確かに自然災害と言っても、しっかり耐震性を持っているかどうかということも問題になりますから、それは協議して決めると思いますが。例えば、パッカー車、搬入車が原因で何か起こるということもあり得ますので、その辺は事業者とは別に、搬入車、車の運転手の責任ということもあるかもしれませんけれど。いずれにしても、建設と運営については、全てを荏原のほうで責任を持ってもらうということにしないと。本当に高い金額を出して、運営費も出しているのに、それが裁判になってどちらが払うかわからない、ということにならないように、しっかりその辺は見てほしいと思えますので、お願いします。

それと、(2)の、今後の変更があった場合には、こちらの注文について管理者からは、金額の変更もあり得るということで、是非これは本当に、絶えずチェックして、不必要なものはないかとかが重要、止める必要があると思えますので、よろしく願いしたいと思います。

(3)のほうに移りたいのですが。5億円が売電収入、売った収入。これは所内電力を含めてですけど、5億円が10億円になったということでもありますけれど。当初この15.5%は、要求水準で条件の中に入っていて、提案では18.5%になったから、事業者がそういう提案をしてきた、ということで、それはわかります。ただこの間、具体的には、タービンを回す温度も400℃を予定していたけれど、450℃に上げたということと言われたのです。それも今回の10億円になったということの一つかと思うのですが、これは急にこういうことになったのでしょうか。技術革新が急にできて、400℃を450℃にするということなのか、その辺はどうしてなのでしょう。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。450℃、ボイラーの蒸気温

度の件であります。要求水準では、400℃、4メガパスカルを基本とするということなのですが、現在の技術的には、一般的に普及されているものです。入札を進めている中で、入札者、事業者が450℃で提案してきました。これについても、事業者と事業者選定委員会の中で議論になりまして。その後、組合のほうも落札者と協議を進める中で、1990年代頃から、当初は500℃、NEDOというところで500℃に水蒸気温度を上げて運転できないかということで、NEDOで実験したのですね。それが1990年代頃で、結局何が問題になるかと言いますと、温度が上がると管が摩耗するのですね。900℃、950℃、1,000℃近いガスが上がってきますので、ガスの中では塩酸ですとか硫化硫黄とか、そういう硫化酸化物が入っていますので、それが管に影響を与えて腐食すると。その腐食を防ぐということで、材料を考えたり、肉厚を考えたり、結局そここのところの研究をしてくれています。それで事業者としても、その減肉の実験がうまくいきまして、400℃と費用もメンテナンスのタイミングもほぼ同じくらいだという確証が得られたものですから、そこで450℃を提案してきた、ということを知っています。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 確かに、環境省の出している、高効率ごみ発電施設整備マニュアルの中にも、今、局長が言うようなことが書いてありまして、400℃以下だったらいいけど、400℃を超えると、危険だとか摩耗が激しくなって、400℃の蒸気温度の高温化を検討する場合には、高温化に伴い加速度的に腐食速度が増加して、過熱器の寿命が短くなる可能性がある、そのために十分に検討する必要がある、と言っているのですね。今までは、300℃以下だったら、そういうことはなかったけれど、400℃を超すようになると、それが加速度的に危険になる、危険とか腐食が激しくなるということで、まして今回は450℃ということで、かなり心配はあるわけですね。あとからも言いますが、タービンを高温高压で回して、蒸気を作って回すということで、色々な危険が伴うということは、450℃にした分だけ、そういうリスクが高くなると思いますので、その辺は十分気をつけるようにしてもらいたいと思います。この発電機ですけれど、当初1,300キロワットとしていたものを、1,200キロワットに少し小さくしているのですが、これはどうしてでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。ボイラーというのは、今、田中議員がおっしゃったとおり、定格は、最初は1,300で見込んだのですが、1,200に提案で落としてあります。といたしますのも、タービンは、うまく仕事をする能率のいい負荷割合というのがあって、100%に近いほうが、定格出力が1,200キロワットですから、近いほうがいい仕事をするのですが、そのいい仕事をする際に燃料となるものが、ごみなのですね。ごみを燃やす際に、ごみにも低位、基準、高位と、ごみもエネルギーですので、発熱量に応じて、そのタービンの規格、あるいは1炉運転と2炉運転がございます。その組み合わせを考えて、例えばタービン1,200で、2炉で100%で運転するようになってしまうと、1炉の場合はほとんど発電できなくなってしまって、そういった2炉運転ということと、ごみの発熱量、ごみ量、その辺を考えまして、タービンがうまく、効率よく仕事できるような定格出力ということで、1,200キロワットにしたものでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 当然、1,300キロワットの機械よりも、1,200のほうが小さくなり、

金額も安くなるということかと思うのですが、これは初めから、今回の入札の事業者提案では、1,200キロワットで行うということで提案されてきたのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。事業提案の中で、1,200キロワットで提案してきております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） この10億円になるということは、今回の提案書で、その金額的に、先ほど聞いたら、発電量で保証。保証する発電量を、提案書で出ているということなのですが、この10億円というのは、提案書からそういう10億円という数字が出ているのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。売電収入については、田中議員のおっしゃるとおり、提案書の中で算出しております。発電量がありますので、それに売電の基本単価をかけて、算定しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） それには1日の平均ごみ量、トン数、それでどのくらいの電気が発電できる、それで売る単価がいくらで、ということで、そういう計算式がしっかりできているのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） そのとおりでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） そういうことでしたら、是非、その数字をまた示してほしいと思いますので、後日お願いします。

それでは次の質問ですけれど、（4）になりますけれど。発電施設に13億円かかるということで、この理由は平成29年度の聞き取りアンケートですか、これで3者からということで、これは3者が皆さん13億円ということではないと思うのですが、どうして13億円になったのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 最初は、平成28年度のアンケート調査で4者ということで、アンケートの形で行ったわけですね。費用対効果についてはそのアンケートの時と、それは基本計画策定時のものですので、債務負担を取る際にはもう一度、プラントメーカーに見積りということで取って、内容を聞き取り調査したうえで13億円ということを出しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） そのアンケート、3者なり4者が、皆さん13億円ということを出してきたのですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 費用対効果につきましては、建設費と運営費と分けて考えていますので。建設に関するものと運営は別々に計算しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 私が聞いたのは、その3者なり4者が、皆さんその13億円という数字を示してきたのでしょうか。アンケートで。確か、私は、ばらばらと伺っています

けれど、どうでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 最初の29年度の時は、3者。これは建設費のほうですけど、これは3者ばらばらでした。正確に言いますと2者しか、きちんと出していただいております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 確か、4～5億円と13億円というふうに、高い方を取った、そのうちの13億円のほうを使ったというふうに聞いているのですが。なぜ私がおのことにこだわるかという、以前、これは30年10月3日の、議員に説明した、発電ありと発電なしの費用はどうなのだ、というところで、発電ありと発電なしでは、建設費がどのくらい違うかということで、ここでは12億3,000万円ほどの数字、グラフを出していたのがあるのですけれど。これによって、発電があるほうが、建設では6億3,000万円ほど有利ですよと。それからランニングコストでも、発電ありのほうが1億7,600万円有利です、という説明をした資料なのですけど。この基が、建設に13億円、発電ありとなしでは13億円違いますよ、と言った時の資料の基が、この13億円かなと思っていますので、これを基に議員としては、発電ありのほうが有利だというふうにするわけですね。この説明は。なので、そのことを確認したのですが、アンケートの中から13億円ということを使ったということなのですか。今回、私は皆さんに資料を渡しているのですが、これは昨年、元の議員が情報開示をしたら黒塗りになっていたというのが、入札の結果が出た後、全部情報開示された。先ほど、管理者が行政報告した例の情報公開の件ですが。このA3の、大きい資料ですが、これが建設、建築業務の費用を見積りで出している数字であります。見積りと実際の入札の金額は、99.98%ですから、ほとんど同じですので、これで間違いはないかと思うのですが。これの一番左のほうにあるのが、交付金事業費ですね。ここに、一番左が交付率1/2、次が交付率1/3とあるのですが、これはどういうことかという、環境省が出している循環型社会形成推進交付金の要綱ですね、この中で、1/2というのは高効率発電に必要な設備に限る、というふうになっています。それで、Aのほうはその他の循環型社会形成の、1/3なのですね。これで見ますと、初めの、1/2というのは、これが高効率発電に必要な設備に限る、という費用が、ここに載っているかと思うのです。それが合計しますと、一番下にある、27億3,300万円となっているのですが。これが建設費の中で、発電にかかる費用なのではないですか。そういう考えで、よろしいかどうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 発電に係る設備というのは、田中議員からいただきました資料の中では、直接、発電設備とは書いていないのです。組合がメーカーアンケート等で聞いたものというのは、余熱利用設備と排ガス冷却設備ですね、これのおよそ半分くらいが、発電を付けなければ、発電設備との差であろうということと同様です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） ということは、これにいう、27億3,000万円の半分が、その発電設備の費用ということで考えてよろしいのですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） こちらの資料からしますと、今、議員のおっしゃるとおり、上の燃焼ガス冷却設備と、余熱利用設備。考え方としてはこれの合計費用の半分ですね。

これが発電設備に相当するという事で計算しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） この交付要綱の中では、1/2の対象になるのは、高効率発電に必要な設備に限ると書いてある、ということを見ますと、このところで交付率1/2に該当しているところは高効率発電、発電に関するものというふうに考えるのですね。それで1/3というのが、循環型社会、熱利用について、その他の熱利用については、こちらの1/3という考え、という捉え方なのではないですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問なのですが、電気設備も対象になるのではないかと、ということかと思われるのですが。こちらの資料にあります電気設備については、マニュアルには、受変電設備、電力監視設備等の高効率発電に係る機器ということになっています。ですので、実際に発電設備を付けるという方向でしか検討していませんので、もし発電設備がないということであれば、先ほどから繰り返しになりますけれど、ガスの冷却設備と余熱利用設備の1/2であるというふうに考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） ちょっと今の説明は理解しにくかったのですが。電気設備を見ますと、ここでは、交付率1/2のほうには1億7,800万円、それから交付率1/3のほうにもしっかり1億4,500万円載せているのですね。だから、発電に必要な分は、それ以外の電気設備に必要な分をここでしっかり分けていると思うのですね。そういう点ではやはり、発電にかかる費用が27億円、というふうにする方が、私は妥当かと思います。実際には、ここの上のほうに(8)ですか、給水設備や(11)の計装設備、これにも当然、発電は係ると思いますし、ここには載っていないのですが、大きい2番の土木建築工事、この建築工事にも発電設備は相当大きさも関係してくるし、ましてや、タービンを載せる土台なんかも、相当下からしっかりした基礎を造ると言われておりますので、それを見ただけでも、発電を付けることによって建設費用がだいぶ違ってくるのではないかと思います。なぜこういうことを言うかという、13億円という当初言われている金額があるから、これだけ有利ですよ、と言ってきたのですが、これを見ますと、27億円よりもっとかかるのではないかと、発電があるとなしではそれくらい差が出てくるという気がするのですね。これを見ますと。これを見る限りでは。そういうことを見ますと、議会に言ってきたことが違って来たのか、というふうに私は感じます。実際はそんなにかかっていないけど27億円ですと言うと、国に対して交付金は、これだけかからないのだけれど、数字で、お金をたくさんもらうために、国のほうには水増しして出しているということになるのですか。その辺はちょっと気になるのですが、どう考えるのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。田中議員のおっしゃられた、確かに細かいところを拾えば、給水設備も一部は発電用に使うかもしれませんが、土木建築の造成から、細かいことを言えばあるかもしれませんが。発電設備をそもそも付けるというのは、当組合の施設は余熱利用をするということが、基本計画にありまして、さらに遡りますと、焼却施設のあり方市民検討会が、余熱利用については望ましいと、有効にエネルギーを使うということで、そういった市民の意見を汲み取りながら基本計画

をまとめて、余熱利用をやりますと。基本計画の中でも、発電を基本とするというよう  
なことがありますので、その事業の説明の中で、発電設備はどれくらいかかるのか、と  
いうことが出てきたところでこういう話になったのですけれど、方向性としては、余熱  
利用、発電設備は付けるという中で、もし付けないとしたらというところの仮定の議論  
です。先ほどから繰り返になりますけれど、余熱利用設備とガス冷却設備のおよ  
そ半分くらいになるのではないかとというところで、付けなかった時の仮のことですね、  
概算で出しているというものでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 確かに、色々な検討委員会も含めて、発電は付けよう、というこ  
とになってきたのですけれど。議会のほう、私たち議員として考えるに、本当にそれが  
有利かどうか。初めは交付金があるから、有利だからということで、盛んに組合のほう  
は言ってきたので、「じゃあ、どっちがいくらかかる」ということで、こういう数字が出  
てきたわけですよ。それを信用して、そうなのかな、というふうに思うわけですよ。  
そうしたら、途中から今度、発電を付けるのには、国が推奨しているとか、環境に対し  
てだ、ということで。初めの目的の、交付金が一番の目的だったのが、1/2の交付金を  
もらえるというのが、熱効率15.5%以上になれば、ということで発電を付ける、と盛ん  
にそれを言ってきたのが、途中から変わってきて、環境省も勧めているとか、国が勧め  
ているとか、環境に対してということで、循環型だということで、盛んに、そちらにち  
よっと舵を切ったのかなと思うのです。こちらとしては、本当にそれが有利かどうか  
ということで、試算をした結果が、さっきの13億円という形で示されたのです。それ  
が今回の交付金の申請の段階になってみると、はるかに高い金額が必要じゃないかとい  
うふうに取りれるのです。これを見ると。じゃあ、あの13億円というのは、あの試算は  
何だったのかな、というふうに思うのです。とりあえず議員に納得させるために作っ  
た数字かな、って思っちゃいますよ。その辺をしっかりとこちらとしては、議会としては  
本当に、市民の税金を使って行う高額な事業ですので、本当に有利かどうか、本当にそ  
れが必要かどうかということ、こちらは真剣に考えているのですが、そちらが出した  
資料がそういうことだと、本当に信用できなくなってしまいますので、私はそのような  
ことを強く言っていきたいと思います。今回も、今から発電をやめろという話ではない  
のですけれど、もう事業提案されて、既に決定していますので。ただ、先ほど言いま  
したように、色々なことで、減額できるものは安くしていくということが必要だと思いま  
すので、引き続きお願いしたいと思います。

それでは次の②ですけれど。2炉を全休止して行う点検日数は14日ということな  
のですが。これは平成30年10月23日の答弁では、2炉運転が196日、1炉運転が162日、2炉  
停止は7日という説明だったのです。これが今は14日になっているのですが、なぜこ  
れは7日から14日に増えたのでしょうか。この運転日数が変更になったということな  
のか、それとも、2炉全休する日が7日から14日に必要だということで、こういうふう  
に変更になったのですか。この変更の理由を伺います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。全炉停止の運転日数の件  
は、8月の下旬の議会全員協議会の時に、その際にも確か出たと思います。2炉運転が  
241日、1炉運転が110日、全炉停止が14日と。その時にもそういう説明をさせていただ  
いたということだと思いますけれど。

- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） 私はしっかり書いてあるのですが、平成30年10月23日の説明なのですが、その時に、2炉運転が196日と、1炉運転が162日だというふうにしっかり書いてあって、そういう説明をもらっているのですね。2炉停止は7日と、しっかり私はこれを書いてあるのですが、なぜこれが変わったのかという、事務局ではその辺の答弁は持ち得ていないのでしょうか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。今、田中議員がおっしゃられたのは、まだ提案の時の、債務負担の事業費を出す時のお話でございまして、実際に8月の終わりの時には入札後で、操炉運転計画もきちんと入札の時には固めていきますので、その中で出した数字です。変更といえば、入札前と、実際に提案してきたところの運転の違いということだと思います。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） 14日ということですので。全炉停止は14日ということで、わかりました。この14日の停止の時に、色々点検をしようと思うのですが。特にこのタービンや発電機、ボイラーの点検もこの14日の中で行うと思うのですね。焼却炉は2つありますので、休んでいる時に点検できるのですが、タービンと発電機、ボイラーはずっと1炉でもやっていますので、これはずっと動いているわけですね。2炉停止しないとできないということになりますと、14日の時にこれを点検するのだと思いますが、これは14日間で点検できるのでしょうか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 提案の中で、全炉停止期間が14日とありますので、議員のおっしゃられたとおり、稼働していたら点検とか補修ができないものについてはその期間内に行うということで、その中には、タービン、ボイラー等も含まれているというふうに理解しています。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） この14日間の中で、ボイラーやタービンの分解検査や、精密検査を行うということだと思いますが、この工程表などは出ているのでしょうか。点検の工程表。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） お答えします。その辺りの点検の内容とかレベルは、実際にどこを細かくやるかというのは、私は今のところは確認できておりません。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。
- 8番（田中正男君） 私の情報というか、聞いたところによると、やはり14日間ではかなり厳しいじゃないか、という専門家の話もありますので、その辺はしっかりその工程表を、私は提示してほしいと思いますので、事業者に求めてほしいと思います。
- もう1枚の、今日出した資料なのですが、これも同じく、黒塗りされた資料の中の一部であります。今回開示されましたので、ここで使わせてもらいますけれど、この中で下のところにあります表の、真ん中のほうにあります維持管理費ですね。ここに保守管理費があって、その中に法定点検と法定以外、というふうになって、それぞれ1年目から20年目の金額、保守管理費が出ているわけですがけれども、この法定点検とは、何を法定点検で行うか、これは、事務局はわかりますでしょうか。急にこういう質問で、専門

的な質問ですので、わからなければ結構ですが。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。細かいことは、法定ということで、何か法に基づくとおもうのですが、今、田中議員からいただいた資料の中で、精密機能検査を含むということで、例えばそれぞれの機器に、当然法律に基づいて点検をしなければならないとか、設置しなければならないという機器がございますので。今この場で、どの法に基づくかということは、お答えできないのですが、法定点検という、法律に定められた機器点検項目は、それに則って行われるものと考えています。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） これは是非確認してほしいのですが、何を法定点検で行うのか。タービンなのかボイラーなのか、焼却炉なのか、ちょっとその辺を確認してほしいと思います。それとこの法定点検、1年目、2年目、3年目とあるのですが、1年目から1,000万円ほどの、1,020万円ですか、金額になっています。ちょっとこれも専門家の関係者に聞いたのですが、「1年目からあるのかな」ということを言われたんですね。稼働した1年目から法定点検が。普通は2年目とか4年目とかいうふうになっているのではないかと。1年目から法定点検って何か、と疑問を持たれましたので。これも、1年目から何の法定点検があるのか、これは確認してもらえますでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問で、確かに1年目から、維持管理費の中で法定点検が計上されているのですが、申し訳ございません、詳細については、今この場でちょっと答えられません。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 是非この件を確認してほしいと思います。これは一緒に、人件費もここに載っていますので、法定点検がなければ、この人件費も変わってくるはずですが、これはずっと一緒なのですが、この辺の関係はちょっとわからないですね。法定点検も、年数によっては、1,000万円もあつたり、3,900万円もあつたり、6,000万円もあつたりする中で、人件費はずっと横並びなのですが、その辺はちょっとわかりません。ちょっと疑問に思うところではあります。これについては質問しませんが、ちょっとこの表を見ただけでも、そう思います。それから人件費については、今回、先ほど言いませんでしたけれど、発電ありとなしでは、当然、この発電機があると専門の資格を持った技師も必要なのですね。そういう人件費もかかってくるわけですね。維持管理費の中で、発電があるかないかで。そういうことも含めて、発電ありとなしの色々な違いが出てくるということを私はここで述べたいと思いましたので、発言しました。

次の、廃熱ボイラー方式と冷却の水噴射方式。これも発電と発電なしの話なのですね。やはり何を言いたいかという、この廃熱ボイラー方式というのは発電ですので、水噴射のほうが単純なのですね。発電ありとなしでは、かなり機械が複雑になり、機械も多くなり、危険も増すということを考えますと、シンプル・イズ・ベストなのですね。本当に点検も簡単ですし、危険も少ないというのが、水噴射方式なのですが。問題は、ない、ということをおっしゃっていましたが、私はここでは、どちらが安全性が高いか、と聞いたのです。どちらも、それはしっかり点検するし、安全対策を取るの、どちらも問題ないです、と答えたと思うのですが。私がここで聞いたのは、どちらが安全性が高いかといったら、当然、これは水噴射方式のほうが、発電機を付けていないほうが安全

ではないか、ということを知りたかったのですが、私はそういうふうに思います。今回、安全対策というのが、やはり大事だと思うのです。今回、発電付きということによって、危険が少し増すのかな、と思っています。それで、しっかり安全対策は取っているかと思うのですが、この安全対策については、しっかり提案がされているのでしょうか。発電、ボイラー、タービンを回すことによる安全対策については、しっかり提案されているのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。発電のところだけではなくて、プラント総体としての運転、その人為的なミスですとかヒューマンエラーを防ぐとか、技術者の教育をすとか、そういうものは提案に盛り込まれております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 事故があったら大変ですので、ましてや人身の事故なんていうのは本当にあってはならないことですので、その辺を、しっかり対策を。組合としても「向こうが言ってきているからいい」ではなくて、しっかり組合からも「大丈夫か」ということは言ってほしいですが、今回、燃やして、その熱を利用して、ボイラーで蒸気を作って、タービンを回すわけなのですけれど、何らかの原因で、そのタービンを止めなければならないということになりますと、蒸気はできているわけですね。それをどこかで止めなければならない、逃がさなければならないということになると思うのです。そういう時の対策がしっかり取れているかというのが、かなり、そこで作業する人にとっては、危険が増しますので、そういった対策についても、しっかり取るように、組合からも要求してほしいと思います。その辺の対策、聞けば「できている」と言うかもしれませんが、念のためにも、本当に働く人のことを考えて、事故がないようにしてほしいと思います。先ほど言いましたけれど、機械はシンプルなほうが問題ないし、長持ちもする、ということなのだと思うのです。今回、そういう発電を付けますので、本当に事故のないようにするように、細心の注意を払ってもらいたいと思いますが、この荏原環境プラントは、発電を今まで、かなりしていると思うのですが、そういう事故などは、今まであるのでしょうか。伺っているのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問にお答えします。荏原さんに聞いたところでは、発電の事故というのは、私は聞いておりません。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） わかりました。いずれにしても、事故がなかったにしても、小さい故障とかは当然あると思います。そこまで報告はないと思いますけれど、大きな事故はなかったということは、今後も是非そういう形でやってほしいと思いますけれど、安全対策について、しっかり説明を求めて、私たちにも伝えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（杉山誠君） これにて、8番、田中正男議員の一般質問を終了いたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（杉山誠君） ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（杉山誠君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第7、議案第1号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 一般質問のご審議、ありがとうございました。本案は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計の歳出予算の補正と、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の設定を行うものであります。詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは私から、議案第1号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）」の内容説明をさせていただきます。

議案書の別冊、表紙右上に「別冊」と記載してございます冊子をお願いします。1ページをお開きいただきまして、今回の補正につきましては、第1条にございます、歳出予算のみ補正を行うもので、歳入歳出予算の総額の変更はございません。併せて、第2条にございます、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費を設定するものでございます。

続いて、2ページをお願いします。第1表、歳出予算補正でございます。歳出の、2款総務費、1項総務管理費において、補正前の額5,452万8,000円に64万8,000円を増額し、補正後の金額を5,517万6,000円とし、3款衛生費、1項清掃費において、補正前の額2億694万7,000円から64万8,000円を減額し、補正後の金額を2億629万9,000円とするものでございます。補正額の合計としましては0円でありまして、歳出予算総額2億6,419万5,000円につきましては、変更はございません。

次に隣の、3ページをお願いします。第2表、繰越明許費でございます。こちらの表の、3款衛生費、1項清掃費、事業名、新施設整備事業に関するものでございます。1つ目は「新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料」331万円でございます。こちらにつきましては、令和元年度から令和4年度までの委託契約であることから、契約により確定した事業費の年割額に合わせまして、繰越しを行うものでございます。

2つ目は、「新ごみ処理施設整備に伴う配水管布設工事」53万6,000円でございます。こちらにつきましては、当初予定していなかった工事でございますが、県の発注に係る道路工事と並行して行うことにより経費節減が見込めるようになったことから、予算科目の新設及び予算流用により契約を行っております。工事施工に際しましては、県の工事と、施工時期の調整が必要となり、年度内の完成が不確定であることから、繰越明許費を設定するものでございます。

3つ目は、「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事」1億7,787万6,000円でございます。こちらにつきましても、1つ目と同様に、令和元年度から令和4年度までの工事請負契約であることから、契約により確定した事業費の年割額に合わせまして、繰越しを行うものでございます。建設工事につきましては、本年度は設計のみを実施しており、工事の出来高はなく、支出が発生しないことから、令和元年度予算に計上した全額を繰

越すものでございます。

続いて、1ページめくっていただきまして、4ページをお願いいたします。歳出補正予算事項別明細書の1、総括でございます。2款総務費につきましては、補正前の額5,476万2,000円に64万8,000円を増額し、補正後の金額を5,541万円とするもので、3款衛生費につきましては、補正前の額2億694万7,000円から64万8,000円を減額し、補正後の金額を2億629万9,000円とするものでございます。補正額の合計としましては0円となり、歳出合計2億6,419万5,000円につきましては、変更はございません。

続いて1枚めくっていただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出になります。2款総務費につきましては、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般管理事業において、19節負担金補助及び交付金、派遣職員人件費負担金を64万8,000円増額いたします。こちらにつきましては、職員の昇給、時間外手当等による人件費負担金の増額に対応するものでございます。

次に、3款衛生費につきましては、1項清掃費、1目清掃総務費、新施設整備事業におきまして、13節委託料、配水管布設工事に伴う設計業務委託料を20万8,000円、また、新ごみ処理施設整備技術支援業務委託料を44万円、それぞれ減額いたします。こちらの減額につきましては契約差金によるものでございます。

以上で令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第1号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第8、議案第2号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 議案第2号です。本案につきましては、組合を構成しております伊豆市、伊豆の国市と協議のもと調製した、令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,500万円となっております。主な事業といたしましては、令和元年度に着手しております、「(仮称)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事」、「新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託」、「新ごみ処理施設整備

に伴う配水管布設工事」等がございます。詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（杉山誠君） 次に、事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは私から、議案第2号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」の内容説明をさせていただきます。予算書、表紙に「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算書」と記載しております冊子の、1ページをお願いいたします。第1条では、歳入歳出予算の総額を10億8,500万円と定めております。

4ページ、5ページをお願いいたします。初めに、4ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金は、1項負担金、8億6,281万4,000円でございます。こちらは、構成市である伊豆市、伊豆の国市からの負担金でございます。2款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金、2億2,218万3,000円でございます。こちらは、国の循環型社会形成推進交付金でございます。3款諸収入につきましては、1項雑入に1,000円、2項預金利子に1,000円で合計2,000円計上してございます。4款繰越金につきましては、1項繰越金に1,000円計上しております。以上、歳入合計額は、10億8,500万円となります。

次に、隣の5ページの歳出をお願いします。1款議会費、1項議会費は、40万5,000円でございます。定例会2回、臨時会2回、全員協議会2回分を計上してございます。2款総務費は、1項総務管理費が4,647万円、こちらの支出内容は主に組合職員5名分の人件費負担金でございます。2項監査委員費につきましては23万4,000円で、2款総務費合計で4,670万4,000円でございます。3款衛生費につきましては、1項清掃費が10億3,589万1,000円でございます。主な事業としましては、「新ごみ処理施設設計・施工監理業務委託料」が5,314万8,000円。「新ごみ処理施設整備技術支援業務委託料」が623万7,000円。「新ごみ処理施設整備に伴う配水管布設工事」が1,045万円。令和元年度着手の「(仮称)伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設建設工事」が9億6,172万4,000円。また、「受電接続工事費負担金」が300万円、などでございます。4款予備費につきましては200万円でございます。以上、歳出合計額は、10億8,500万円となります。

なお、地方自治法施行規則の改正によりまして、歳出予算に係る節の区分が変更となっております。従前の1節から28節のうち、8節から28節が、7節から27節に繰り上がっております。予算の説明は以上となりますが、詳細につきましては7ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合2月定例会に上程する議案について(説明書)、ということでそちらをご覧いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第2号「令和2年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」を、原案の

とおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第9、議案第3号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 議案第3号でございます。本案は、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業、建設工事請負契約について、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、契約金額が変更となることから、議会の議決を得ようとするものであります。

詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長（杉山誠君） 次に、事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは、議案第3号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」の内容説明をさせていただきます。定例会議案書、表紙の右上に「令和2年2月6日招集」と記載されております冊子でございます。こちらの9ページをお願いいたします。伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業、建設工事につきましては、令和元年9月25日の組合議会臨時会にて、請負契約の議決をいただいております。その後、昨年10月に消費税及び地方消費税の税率が改正され、それに伴い、工事請負金額の増税分、1億8,700万円を増額し、102億8,500万円とするものでございます。

9月臨時会でご説明させていただきましたとおり、消費税率につきましては、当初の契約は9月中であったことから8%で契約し、契約書中に「発注者が支払う設計・建設業務費に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。」と明記していることから、ここで増額の変更契約の議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第3号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第3号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約の一部変更について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号から第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第10、議案第4号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第14、議案第8号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」の5議案を一括して議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） それでは、議案第4号から議案第8号までの条例案5件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

議案第4号、第5号、第6号の条例案につきましては、文言の整理を行うものでございます。議案第7号及び議案第8号の条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、参照条文のずれを解消するためのものでございます。

詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長（杉山誠君） 次に、事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

[事務局長 望月昌浩君登壇]

○事務局長（望月昌浩君） それでは、議案第4号から議案第8号につきまして、内容説明をさせていただきます。定例会議案書、先ほどの議案書になります。右肩に「令和2年2月6日招集」と記載しています冊子になります。こちらの11ページをお願いいたします。

議案第4号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。第1条中「に属する」を「の事務部局等に常時勤務する一般職の」に改める、文言の整理を行いまして、条文での規定をより明確にするための改正でございます。新旧対照表につきましては、次の12ページをご覧ください。

次に、13ページをお願いいたします。議案第5号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。第16条の2第3項中「、給与条例第17条の規定にかかわらず」を削り、「、同条例第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する」を「、給料の月額に12を乗じた額を第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額支給する」に改める、文言の整理を行いまして、条文の示す内容に具体性を持たせ、明文化する改正でございます。条文の意図するところの、趣旨の変更はございません。新旧対照表につきましては、次の14ページをご覧ください。

次に、15ページをお願いいたします。議案第6号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。第11条第5号中「第13条第2号」を「第14条第2号」に改め、第22条中「第15条」を「第14条」に改める、文言の整理を行い、条文の解釈上、条項ずれが生じていたものを改める改正でございます。これらの条文の意図するところの、趣旨の変更はございません。新旧対照表につきましては、次の16ページをご覧ください。

次に、17ページをお願いいたします。議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設

組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める、地方公務員法の改正に伴う参照条文のずれを解消するための改正でございます。こちらにつきましては、法改正の施行期日に合わせ、令和2年4月1日からの施行となります。新旧対照表につきましては、次の18ページをご覧ください。

続きまして、19ページをお願いいたします。議案第8号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」、でございます。第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める、地方自治法の改正に伴う参照条文のずれを解消するための改正でございます。こちらにつきましても、法改正の施行期日に合わせ、令和2年4月1日からの施行となります。新旧対照表につきましては、次の20ページをご覧ください。

以上で、議案第4号から議案第8号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりました。これより、議案第4号から議案第8号までの5議案についての質疑に入ります。質疑はございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（杉山誠君） 質疑がありますので、質疑を認めます。8番、田中正男議員。

○8番（田中正男君） 5号議案です。14ページなのですが、これは新旧対照表がありますので、これで伺いますけれど。先ほど、事務局長からは、内容に変更はない、ということですが、ここでは具体的に、1時間当たりの金額を減額するから、具体的に月額を12で乗じて、また52で乗じたもので除して、ということを書いてあるのですが。実際にこれを行うということで、金額的には本当に何も変わらないのでしょうか。これを確認します。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまの田中議員のご質問にお答えします。これは、改正前は、給与条例ということだったのですけれど。正確に申し上げますと、組合は、構成市の給与条例に準じていまして、組合独自の給与条例というのは作成しておりませんでしたので、そこのところの文言を、給与条例というところを、わかりやすく、色々、1時間につきいくら、と書いてあるところを明確にしたということでございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。田中議員。

○8番（田中正男君） 今、事務局長から、組合としてはこうしたものを持っていないということで。伊豆市、伊豆の国市に合わせたということになりますと、伊豆市、伊豆の国市も同じものを使っているということによろしいでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。そのとおりでございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はよろしいですか。

（「はい、結構です」の声あり）

○議長（杉山誠君） 他に質疑はございますか。

それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより、議案第4号から議案第8号までの5議案について、それぞれ、討論、採決を行います。

初めに、議案第4号について、討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第4号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉山誠君） 次に、議案第5号について、討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉山誠君） 次に、議案第6号について、討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉山誠君） 次に、議案第7号について、討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉山誠君） 次に、議案第8号について、討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第8号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員条例の一部を改正する条

例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第15、議案第9号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

○管理者（小野登志子君） 議案第9号です。本案は、地方自治法第196条第1項に基づく監査委員の選任同意についてお願いするものであります。

識見を有する者のうちから選任する監査委員について、現在、選任しております宮内知秋氏から、令和2年2月29日をもって退職したい旨の退職願が提出され、これを承認したため、後任者として、渡邊光由氏を選任したく、選任同意についてお願いするものであります。

渡邊氏は、昭和47年から平成21年までの37年余りにわたりスルガ銀行株式会社に勤務され、その後、同銀行の審査部審議役に就任、現在はスルガスタッフサービス株式会社に勤務されております。令和元年10月からは伊豆市の代表監査委員を務めるなど、豊富な知識と経験を有しております。

なお、任期は令和2年3月1日から令和6年2月29日までの4年間となります。

以上、申し上げました本議案の趣旨をご理解いただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。以上です。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（杉山誠君） 8番、田中正男議員。

○8番（田中正男君） 監査委員の選任の件ですが、この監査委員の選任の規定で、伊豆市あるいは伊豆の国市、どちらから出す、とかそういう規定はあるのでしょうか。それはなく、どこからでも選任ということになっているのでしょうか。そういった規定の内容をお願いします。

○議長（杉山誠君） ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 田中議員のご質問にお答えします。構成市は伊豆市、伊豆の国市なのですが、どちらから出すということの規定はございません。

（「はい、結構です」の声あり）

○議長（杉山誠君） 他に質疑はございますか。

これにて質疑を終結いたします。

本案は当局提出の人事案件でありますので、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認め、採決に入ります。

議案第9号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任について」、同意す

ることに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

- 議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、本案はこれに同意することに決定しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（杉山誠君） 日程第16、議案第10号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

[管理者 小野登志子君登壇]

- 管理者（小野登志子君） 議案第10号。本案につきましては、当組合が加入しております静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少と、それに伴う規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

- 議長（杉山誠君） 次に、事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

[事務局長 望月昌浩君登壇]

- 事務局長（望月昌浩君） それでは私から、議案第10号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」の内容説明をさせていただきます。

お手元の議案書の23ページをお願いいたします。こちらの議案につきましては、静岡県市町総合事務組合の加入団体である浅羽地域湛水防除施設組合が令和2年3月31日をもって解散し、静岡県市町総合事務組合から脱退することに伴うものでございます。静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、同組合の構成団体全てにおいて議会の議決が必要となっております。

議案書の24ページをお願いいたします。静岡県市町総合事務組合規約の変更は、別表第1及び別表第2中「浅羽地域湛水防除施設組合」を削るものでございます。新旧対照表は、25ページ、26ページをご覧ください。

以上で、議案第10号の内容説明を終わらせていただきます。

- 議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（杉山誠君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第10号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

- 議長（杉山誠君） 起立者全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

◎閉会の宣告

○議長（杉山誠君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて令和2年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を閉会いたします。皆様には、大変に苦労さまでございました。

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 山 誠

署名議員 八 木 基 之

署名議員 柴 田 三 敏